

霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について

霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住する者で、経済的な理由により希望する高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は修業年限3年以上の専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）での修学が困難な者に対し、通学資金等を貸与することにより、その修学を支援するとともに、市外に居住する者に対し、市内における高等学校等での修学を支援し、並びに将来における市内での就労及び定住を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学資金 高等学校等への通学に利用する公共交通機関に係る定期券の購入に必要な資金をいう。
- (2) 寮資金 自宅から遠隔地にある高等学校等に通学する生徒が、寮等（寮、下宿、アパート等をいう。以下同じ。）に居住するために必要な賃借料等の資金をいう。
- (3) 通学資金等 通学資金及び寮資金をいう。
- (4) 資金貸与者 本条例の規定により通学資金等の貸与を受ける者をいう。

(貸与の対象者)

第3条 通学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たしていなければならない。

- (1) 本市内に居住する者の子で高等学校等に在学し、又は本市以外の市区町村に居住する者の子で本市内の高等学校等に在学すること。

- (2) 保護者が市区町村民税等を滞納していないこと。
- (3) 市区町村民税等を滞納していない連帯保証人を付することができること。
- (4) 高等学校等に通学するに当たり、公共交通機関に係る定期券を利用すること。
- (5) 他の法令等により通学資金の補助を受けていないこと。

2 寮資金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たしていなければならない。

- (1) 本市内の公立の高等学校等に在学すること。
- (2) 保護者が市区町村民税等を滞納していないこと。
- (3) 市区町村民税等を滞納していない連帯保証人を付することができること。
- (4) 高等学校等に通学するに当たり、寮等に居住すること。

(貸与額)

第4条 貸与する通学資金等の額は、別表に定める額とし、予算の範囲内で貸与する。

2 前項の規定により貸与する通学資金等は、無利子とする。

(貸与の期間)

第5条 通学資金等の貸与の期間は、貸与を開始した年度の4月から、資金貸与者が在学する高等学校等の正規の修業期間を終了する月までとする。

(貸与の願い出及び決定)

第6条 通学資金等の貸与を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、市長に願い出なければならない。

2 市長は、前項の規定による願い出がされたときは、当該願い出に係る事項を審査し、通学資金等を貸与する者を決定する。

(異動の届出)

第7条 資金貸与者は、次の各号に該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 通学手段を変更し、高等学校等を休学し、復学し、転校し、若しくは退学し、又は寮等を退寮しようとするとき。
- (2) 本人（保護者を含む。）又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(貸与の辞退)

第8条 資金貸与者は、教育委員会規則で定めるところにより、随時、通学資金等の貸与を辞退する旨を市長に申し出ることができる。

(貸与の休止)

第9条 資金貸与者が高等学校等を休学したときは、市長は、休学した月の翌月から、通学資金の貸与を休止する。

(貸与の停止)

第10条 資金貸与者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、通学資金等の貸与を停止する。

- (1) 第3条第1項各号又は第2項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 傷病等により学業を継続できる見込がないとき。
- (4) その他市長が資金貸与者として適当でないと認めたとき。

(返還)

第11条 資金貸与者は、高等学校等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年後から、貸与を受けた通学資金等を、月賦、半年賦又は年賦により返還しなければならない。この場合において、返還に係る期間は、8年をその上限とする。

- 2 貸与を受けた通学資金等は、本人の希望により、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。
- 3 前2項の規定は、第8条の規定により資金貸与者が通学資金等の貸与を辞退することを申し出たときに準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前条の規定により通学資金等の貸与が停止されたときに準用する。この場合においては、第1項前段中「高等学校等を卒業した日」とあるのは、「第5条に規定する正規の修業期間が終了した日」と読み替えるものとする。

(死亡の届出)

第12条 資金貸与者（資金貸与者であった者を含む。次条において同じ。）が死亡したときは、その保護者若しくは相続人又は連帯保証人は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(返還の免除)

第13条 資金貸与者が、貸与を受けた通学資金等の全額を返還する前に死亡したときは、市長は、その相続人又は連帯保証人の願い出によって、貸与した通学資金等の全額又は一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第14条 資金貸与者であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該資金貸与者であった者の願い出により、相当の期間、貸与した通学資金等の返還を猶予することができる。

- (1) 上級学校に進学したとき。
- (2) 疾病その他やむをえない理由により返還が困難となったとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、資金貸与者であった者（第6条第2項の規定により貸与の決定を受けた時に本市以外の市区町村に居住する者の子で本市内の公立の高等学校等に在学していたものに限る。）が、本市内に継続して居住し、かつ、本市内で就業（官公署への就業を除く。）しているときは、市長は、当該資金貸与者であった者の願い出により、相当の期間、貸与した通学資金等の返還を猶予することができる。ただし、当該資金貸与者であった者が、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときは、この限りでない。

(本市内への定住及び就業による返還の免除の特例)

第15条 第13条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により返還を猶予された期間が1年を経過する毎に、市長は、当該資金貸与者であった者の願い出により、貸与した通学資金等の総額の8分の1以内の額の返還を免除することができる。ただし、当該資金貸与者であった者が、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に高等学校等に入学する者に適用する。

別表（第4条関係）

種類	条件	貸与額
通学資金	一月当たりの公共交通機関の定期券代が5,000円以上10,000円未満であること。	月額5,000円以内
	一月当たりの公共交通機関の定期券代が10,000円以上であること。	月額10,000円以内
寮資金	本市内の公立高等学校等が認める寮等であること。	月額30,000円以内

(提案理由)

経済的な理由により希望する高等学校等での修学が困難な者に対し、通学資金等を貸与することにより、その修学を支援するとともに、市外に居住する者に対し、市内における高等学校等での修学を支援し、並びに将来における市内での就労及び定住を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものである。